

社会保険ひろしま

第878号

- 【制度改正】 令和4年10月より社会保険加入対象者の適用範囲が拡大となります
- 【注意事項】 資格取得届・被扶養者異動届にはマイナンバーの記入をお願いします
- 【ご案内】 オンラインによる年金制度説明会
- 年金だより
- コロナ禍でも、健康管理の第一歩は健診です！
- コロナ禍だからこそ、特定保健指導をICT（遠隔）で受けませんか？
- 健康経営ドラマを公開中です！
- 交通事故や暴力行為により負傷し、保険証を使用する場合は届出の提出が必要です



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和3年8月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		57,173	56,593
船舶所有者数		268	345
被保険者数	男性	512,822人	389,094人
	女性	323,966人	267,607人
	船員	3,212人	3,278人

日本年金機構からのお知らせ

制度改正 令和4年10月より社会保険加入対象者の適用範囲が拡大となります

厚生年金保険法等の一部改正にともない、令和4年10月より社会保険加入対象者の適用範囲が拡大となります。法改正により新たに社会保険の加入対象となるのは、以下の要件に該当する従業員です。

従業員数101人以上の企業（※）で働くパート・アルバイトの方で、以下の全てのチェックに当てはまる方（令和4年10月以降）

※令和6年10月からはさらに適用範囲が拡大し、従業員が51人以上から100人以下の企業が対象となります。

- check1 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満である
- check2 月額賃金が8.8万円以上である
(※基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。)
- check3 2カ月を超える雇用の見込みがある
- check4 学生でないこと（休学中や夜間学生は加入対象です。)

3/278

注意事項 資格取得届・被扶養者異動届にはマイナンバーの記入をお願いします

医療機関・薬局がマイナンバーカードや健康保険証で、患者が加入する健康保険の資格情報を確認する「オンライン資格確認」を令和3年3月より順次導入しています。

オンライン資格確認には、医療費の支払いが一時的に高額になる場合に、手続きを行うことなく、医療機関の窓口で一部負担金限度額以上の支払いが不要になる等のメリットがあります。

そのため、資格取得届及び被扶養者異動届には、個人番号又は基礎年金番号（健康保険組合に届ける場合は必ず個人番号）を、漏れなく正確に記入していただくようお願いいたします。

制度の詳細や医療機関・薬局のオンライン資格確認の導入状況については下記ホームページをご覧ください。

【厚生労働省特設ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html



【マイナンバー総合フリーダイヤル】 0120-95-0178

※平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 音声ガイダンスに従って、「4→2」の順にお進みください。

日本年金機構では年金制度説明会を実施しています

日本年金機構の職員等が企業等に勤務されている従業員の方々やそのご家族を対象に、公的年金に関する手続き・制度改正等の最新情報をお伝えします。公的年金制度はすべての方々と深く関わるため、制度への理解が必要ですが、手続きや仕組みなどが複雑で、一般的にはとても難しいものと思われがちです。職場と年金事務所を結ぶパイプ役として活躍されている年金委員（※1）の皆さまをはじめ、各事業所の社会保険事務担当者の皆様は、是非、年金制度説明会をご利用ください。

年金制度説明会は、オンラインでも参加できます

- 年金制度説明会は、従来の対面形式に加え、オンライン形式（※2）でも実施しています。
- オンラインなのでコロナ禍においても職場や自宅などから安心して参加いただけます。
- 参加料は無料です。（オンラインの場合、通信費は参加者様のご負担となります。）
- オンライン説明会の概要やお申込み方法は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

※1 年金委員については、以下の「年金委員制度のご案内」をご覧ください。

※2 Microsoft Teamsを使用します。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。公的年金制度の普及啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年に設置されました。年金委員は、主に厚生年金保険に加入している会社内で活動する『職域型』と自治会など主に地域で活動する『地域型』の2つに区分されます。

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願いいたします。年金委員の具体的な活動内容や推薦方法は、当機構ホームページにてご確認ください。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になり次第締め切らせていただく地域もございます。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部の「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。是非フォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

コロナ禍でも、健康管理の第一歩は**健診**です！

新型コロナウイルス感染症を心配され、健診受診を迷われている方も多いかと思われます。しかし、健診受診を控えることでかえって生活習慣病等健康上のリスクを高める危険性があります。健診機関では、感染症対策を徹底して健診を実施していますので、安心してご受診ください。

① 生活習慣病予防健診 ～加入者ご本人(被保険者)様の健診(35～74歳の方)～

受診までの流れ

1.ご予約

生活習慣病予防健診実施機関に直接ご予約ください。
後日、予約した健診機関から 必要書類一式が届きます。
※健診実施機関は、協会けんぽ広島支部ホームページからご確認ください。

2.受診

保険証、健診機関から届いた書類一式、健診費用をご持参ください。

② 特定健康診査 ～加入者ご家族(被扶養者)様の健診(40～74歳の方)～

受診までの流れ

市町のがん検診とセットでの受診をお勧めします

1.ご予約

健診機関へ直接ご予約ください。
※健診実施機関は、協会けんぽ広島支部ホームページからご確認ください。

2.受診

保険証、特定健康診査受診券(セット券)、健診費用をご持参ください
※特定健康診査受診券(セット券)は4月に被保険者様のご住所にお送りしております。

コロナ禍だからこそ、特定保健指導をICT(遠隔)で受けませんか？

健診を受けて、メタボリックシンドローム等の生活習慣病のリスクが高いと判定された40歳以上の方を対象に、専門スタッフが1人1人にあわせた健康づくりの方法をご提案します。

特定保健指導の流れ



会社や自宅に居ながら保健指導を受けることができます！

特定保健指導は、専門スタッフが事業所に訪問のうえ対面で実施をしているほか、ICT端末(タブレット等)を利用した遠隔面談でも実施しております。
職場で特定保健指導を実施する環境を整えるのが難しい事業所様におかれましては、遠隔面談のご利用をご検討ください。



詳しくは協会けんぽ広島支部保健グループまでご連絡ください。

お問合せ先 協会けんぽ広島支部保健グループ ☎082-568-1032(直通)

健康経営ドラマを公開中です!

このたび、協会けんぽ広島支部では、「健康経営」に関するYouTube動画を制作し、公開しています。「健康経営のメリット」や「実践例」についてドラマ仕立てで分かりやすく解説していますので、是非ご覧いただき、「健康経営」の推進にお役立てください。
※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



配信内容

- 第1話 こんな職場環境で大丈夫?
- 第2話 健康管理は食事から!
- 第3話 気づいて! 新入職員のSOS
- 第4話 イライラ部長、孤立する

いますぐ
アクセス!



健康経営とは?

「健康経営」とは、従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

〔健康経営のメリット〕

生産性向上	負担軽減	ステータス向上	リスク管理
モチベーションの向上、欠勤率の低下、人材の獲得、定着率の向上	医療費節減による健康保険料負担の抑制	企業ブランド(価値)の向上、対外・対内イメージ向上	事故や労働災害の発生予防、けがや病気の予防

ひろしま企業健康宣言にエントリーしましょう

協会けんぽ広島支部では、企業様の健康経営をサポートする取組みとして「ひろしま企業健康宣言」を創設しております。健康づくりに関する様々なサポートを行っておりますので、エントリーがお済みでない事業所様は是非エントリーをお願いします。

お問合せ先 協会けんぽ広島支部企画総務グループ ☎ 082-568-1014(直通)



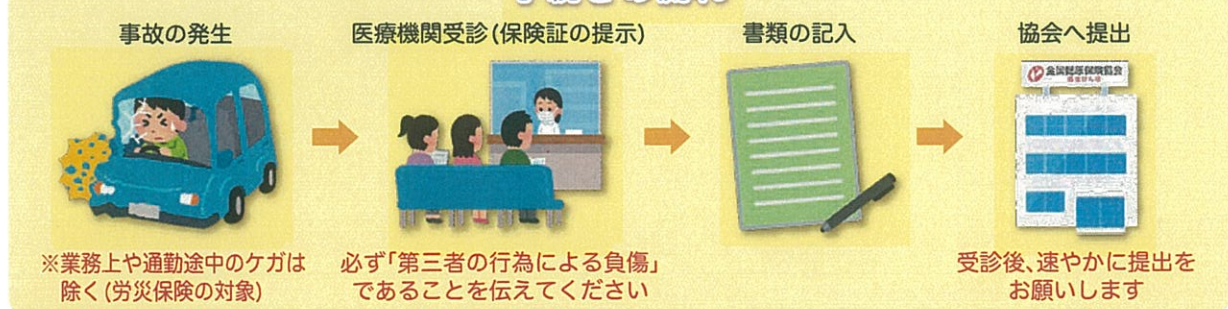
協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

交通事故や暴力行為により負傷し、保険証を使用する場合は届出の提出が必要です

交通事故や暴力行為などの第三者の行為が原因で医療機関等を受診した際の医療費は、過失割合に応じて相手方(加害者)が負担するのが原則です。しかしながら、相手方(加害者)の事情により治療を受けられないという事態が発生するのを防ぐため、保険証を利用して医療機関等を受診することが認められています。

※協会けんぽが医療費の一部を一時的に立て替え、後日、相手方(加害者)へ損害賠償請求を行うことになります。

手続きの流れ



届出の提出をお願いします

交通事故や暴力行為などの第三者の行為が原因で保険証を使用して医療機関を受診した場合は、受診後速やかに『交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病届』を協会けんぽへご提出ください。(法律で提出が義務付けられています)

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



申請書の郵送にご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

